# 初鹿通信

第168号 令和2年7月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者> □ 経営者 □ 経理担当者 □ 従業員

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

₹400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885 FAX 055-220-6887

URL <a href="https://www.hatsushika-kaikei.com/">https://www.hatsushika-kaikei.com/</a>

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

### 新型コロナウイルス感染症関連 給付金・助成金

6月の情報発信にてお伝えいたしました、「家賃支援給付金」(経済産業省)は6月12日に参議院で採決が行われ、可決・成立しました。申請開始は7月中旬以降になる見込みです。 そのほか、追加になった助成金の一部を掲載させていただきました。

#### 持続化給付金〈支給対象拡大決定〉

中小法人・個人事業者の事業継続のため、法人に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円の給付を行う本制度ですが、6月 29日受付分より、以下の事業者が新たに対象となりました。

- ・令和2年1~3月の間に創業した中小法人・個人事業者
  - (式) 今年1月~3月の総売上÷今年3月までの創業後月数×6-対象月の売上×6
- ・雇用契約によらない業務委託契約等の主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

## 地方自治体による事業者応援給付金

事業者応援金

本店所在地の地方公共団体から封書により案内が来ている事業者様もいらっしゃるかと思いますが、 以下の地方公共団体では、それぞれ事業者の支援を行っております。

•東京都	感染拡大防止協力金	最大 100 万円、二次申請期間:令和 2 年 7 月 17 日まで	
•神奈川県	コロナ拡大防止協力金	10万円、二次申請期間:令和2年7月14日まで	
•千葉県	中小企業再建支援金	最大40万円、申請期間:令和2年8月31日まで	
•甲府市	事業継続家賃補助	最大 10 万円、申請期間:令和2年9月30日まで	
	観光事業者等衛生対策	最大 50 万円、申請期間:令和3年1月29日まで	
•昭和町	事業継続応援金	10万円、申請期間:令和2年8月31日まで	
	信用保証料補助	一定の融資部分	
•韮崎市	小規模事業者応援給付	10 万円、申請期間: 令和 2 年 7 月 31 日まで	
	保証料·利子補助	最大 50 万円、申請期間:融資を受けた日から 30 日以内	
•北杜市	事業者応援金	5万円、申請期間:令和2年8月31日まで	
<ul><li>南アルプス市</li></ul>	事業者持続化給付金	最大60万円、申請期間:令和3年3月31日まで	
•笛吹市	大学生等学業継続支援	対象者1人につき10万円、申請期間:令和2年8月31日まで	
	創業持続化支援給付	最大50万円、申請期間:令和2年9月30日まで	
•大月市	持続化応援支援金事業	10万円、申請期間:令和3年2月26日まで	

5万円、申請期間:詳細不明

·富士吉田市 利子補給·保証料補助 最大各 50 万円、申請期間:詳細不明

・都留市 持続化特例支援金 10万円、申請期間: 令和2年8月31日まで

外出自粛要請等支援金 10万円、申請期間:令和2年7月31日まで

緊急対策保証料助成金 最大通算 10 万円、申請期間:詳細不明

・上野原市 事業者応援事業 10万円、申請期間:令和2年7月31日まで

・道志村 大学生等感染防止支援 5万円、申請期間:令和2年8月31日まで

農産物等出荷準備金 最大 10 万円、申請期間: 令和 2 年 8 月 31 日まで

・山中湖村 ガンバレ給付金 最大 50 万円、申請期間:令和3年1月15日まで

・東京都新宿区 家賃減額助成 最大30万円、申請期間:令和2年11月30日まで

・東京都文京区 緊急家賃助成事業 最大20万円、申請期間:令和2年8月14日まで

・東京都立川市 緊急家賃支援金 最大 200 万円、申請期間: 令和 2 年 8 月 31 日まで

・東京都町田市 中小企業者家賃補助 最大 40 万円、申請期間: 令和 2 年 7 月 31 日まで

・東京都町田市 緊急対策応援助成金 最大 30 万円、申請期間: 令和2年5月 18 日から当面の間

・千葉県八千代市 中小企業者経営支援金 15万円、申請期間:令和2年9月30日まで

・千葉県九十九里町 中小企業等緊急支援金 10万円、申請期間:令和2年9月30日まで

#### 労働保険料等の申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、労働保険の申告・納付について、期限延長が設けられました。

	従来	延長後
申告期限	令和2年6月1日~7月10日	令和2年6月1日~8月31日
納付期限(全期・第1期)	令和2年7月10日	令和2年8月31日
口座振替納付日(全期·第1期)	令和2年9月7日	令和2年10月13日

<sup>※</sup> 第2期以降の納付期限、口座振替納付日は、従来通りとなります。

## 労働保険料等の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同期に比べて概ね20%以上した事業者で、

一時に納付できない事業者は、申請書を提出することによって、労働保険料の納期限が1年間猶予されます。

## セーフティ共済・小規模企業共済等の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているセーフティ共済・小規模企業共済の契約者は、 申請書の提出により、それぞれ令和2年11月分まで掛金の納付期限を延長することができます。

※ 延長期間後、延長期間分の掛金と当該月の掛金の2か月ずつ納付となります。

また、小規模企業共済の契約者は、納付掛金の70~90%の範囲内で、借入期間最大6年、無利子の特例緊急経営安定貸付を受けることが出来ます。

## 休業開始翌月から社会保険料の月額変更が可能に

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった事業主は、一定の申請により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4ヶ月目に改定)によらず、翌月から改定可能になります。詳しくは https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/01.pdf をご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。